

随意契約の状況		担当課 : サーモン推進室推進係		
		契約日 : 令和5年5月10日		
物品名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額 (税抜)
ニジマス稚魚	八雲町熊石サーモン種苗生産施設において生産したニジマス稚魚 66,000 尾を町から右記の者へ売却したもの。	令和5年5月10日	青森県西津軽郡深浦町大字黒崎字小浜5-7 日本サーモンファーム株式会社 代表取締役社長 鈴木宏介	2,541,000円 (2,310,000円)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>この度のニジマス稚魚の売買は、熊石サーモン種苗生産施設において種苗生産のコストダウンを図るための高密度での飼育試験を実施するにあたり、これまでもサーモン養殖の技術指導を受けている上記事業者と町が共同で試験に取り組むため、上記事業者を契約の相手方として選定したものである。</p> <p>このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格以上であったため、随意契約を行ったものである。</p>				